

平成27年 8 月10日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10時21分開会）
本日の委員会は、出先機関等での調査事項の取りまとめについてであります。
お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議ないものと認めます。

それではまず、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づき、質疑を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお市町村からの陳情については、執行部からの説明と質疑を踏まえ、産業振興土木委員会から各市町村へ通知することといたします。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎坂本（孝）委員長 それでは、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

最初に理事の総括説明を求めます。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 中山間対策の関係では、安田町から振興山村の指定要件の見直しについて御要望をいただいております。

この件については、全国山村振興連盟の山村振興法改正問題検討会においても問題意識は持たれておりましたものの、今回の検討では踏み込んだ議論にはならなかったとお聞きしております。

詳細については、中山間地域対策課長から説明しますので、よろしくをお願いします。

〈中山間地域対策課〉

◎坂本（孝）委員長 それでは、所管課の説明を求めます。

◎中村中山間地域対策課長 中山間地域対策課です。よろしくをお願いします。

安田町から要望のあった振興山村の指定要件の見直しについて御説明します。

県では、これまで山村振興法の振興山村地域も含めた中山間地域の振興について、市町村とも連携、協調しながら、さまざまな施策を進めてまいりました。また、山村振興法に係る国などからの情報収集や国への要望についても、本県と同様に域内に条件不利地域を抱える自治体で構成する協議会等を通じて取り組みを行っているところです。

安田町から話のあった振興山村の指定要件の見直しの件ですが、まず、この法制度を簡単に御説明します。山村振興法に基づく振興山村の指定を受けるためには、主務大臣である国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣から指定を受ける必要があり、その判断は1960年の農林業センサスにおける林野率や人口密度によるものとなっております。

安田町については、仮に、直近の平成22年の農林業センサスにおける林野率等に置きか

えると要件を満たすということですが、昭和40年10月の法施行時から見直しがなされていない現行の要件では、国の指定が受けられない状況にあります。

指定要件の見直しについては、全国650市町村で組織する全国山村振興連盟の山村振興法改正問題検討会において検討がなされたものの、最終的には連盟の意見としてまとめられなかった経過があると聞いております。

この指定に基づく支援措置についても、過疎法に基づく地域指定など他の制度において同様の支援を受けることが一定可能であると考えておりますが、なお山村振興法に係るこうした御意見については、国に伝えてまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 その650市町村の協議会で、まとまらなかった論点は具体的にどのようなことで、この御要望が生かされなかったのか教えてください。

◎中村中山間地域対策課長 私どもが直接入っている会ではないので聞き取りになりますが、要望自体が全国の中で安田町からしかなかったことが、まず1点。そして、仮に、最新の農林業センサスに置きかえると、指定から外れてしまう市町村が複数あることがわかったのが主たる要因であったと聞いております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管を終わります。

《観光振興部》

◎坂本（孝）委員長 次に、観光振興部について行います。

最初に部長の総括説明を求めます。

◎伊藤観光振興部長 観光振興部です。よろしく申し上げます。

観光関係では、土佐清水市から足摺海洋館の存続と施設の新築について御要望をいただいております。足摺海洋館については、平成25年度の耐震診断で耐震基準を満たしていないと診断されたことから、平成26年2月に学識経験者や地元代表などによる、あり方検討会を設置し、平成26年7月に新しい海洋館のあり方として、竜串全体を海の総合レクリエーションゾーンと位置づけ、現在地で海との一体感を演出しながらフルモデルチェンジすることや、入館目標を10万人とすることなどが取りまとめられました。

これらを具体化するため、平成26年12月に基本計画検討委員会を設置し、基本理念や展示計画、施設規模、地域との連携などについて議論を重ね、6月議会において基本計画（案）を御説明させていただいたところです。

現在、県民から御意見を公募中であり、それらを踏まえて基本計画を取りまとめ、9月議会の委員会で改めて御報告したいと考えております。

新しい海洋館については、地元土佐清水市とも連携し、竜串地区のみならず四国西南地域の集客のかなめとして、これまで以上に地域に愛され、地域に大きな経済効果を与える

水族館となるよう整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

詳細については、地域観光課長から説明します。よろしく申し上げます。

〈地域観光課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎岡田地域観光課長 地域観光課です。土佐清水市から要望のあった足摺海洋館の存続と施設新築について御説明します。

足摺海洋館の入館者数は、10年ほど前の平成17年以降、3万人から4万人台と低迷していたところですが、積極的な情報発信や来館者に楽しんでいただくイベントの開催などにより、平成25年度には5万人目前の4万9,683人となりました。しかしながら、平成26年度は、夏場の台風や連休中の大雨などにより4万7,219人と減少しているところです。

今年度は、海洋館の開館40周年に当たることから、海洋館の誕生日となる5月2日を中心にゴールデンウィークにも積極的にイベントを開催し、7月末までの入場者数で前年度比117%と好調を維持しており、十数年ぶりに5万人台を視野に入れているところです。

また入館料収入の確保に向けては、年間パスポートの販売を強化するとともに、社会教育施設としての機能も発揮するため、幡多地域や愛媛県西南地域の学校施設にも積極的にアプローチしているところです。

海洋館の基本計画（案）については、6月の産業振興土木委員会でも御説明したとおり、一つ目は、わざわざ竜串に行く価値を創造し、地域の経済集客のかなめとなる施設を目指すこと。二つ目には、周辺のレクリエーション観光施設と一体的に機能し、海洋館のお客様をそれぞれの施設に誘導できる地域のエントランスとなる施設を目指すこと。三つ目に児童、生徒を中心に、訪れた方が竜串湾の自然や地域の食材なども楽しみながら学べる施設を目指すこと。四つ目として、大学などと連携し、地域の多様な生物の研究や保全にも寄与できる持続可能な施設を目指す、の四つを基本理念としています。

基本計画については、現在、県民の皆様から意見を公募中ですが、こうした基本理念を実現すべく、設置が検討されている国のビジターセンターとの連携も含めて、地域に経済効果を生み出す仕組みについて関係機関や地域の皆様とも議論を重ねながら、新しい海洋館の建設に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎中内委員 海洋館と並行して、隣へ土産物などの販売の計画はないですか。

◎岡田地域観光課長 現在、レスト竜串の西隣と漁港の周辺地域に土産物屋を配置して販売しておりますけれども、そういったものを新しい海洋館の周辺に集積できるかどうかも含めて、地元との話し合いを進めたいと考えております。

◎中内委員 西側にある二つは、ちょっと時間もかかる。やはり併設したものでないといけないと私は思う。今は、どこの水族館へ行っても、そういうものも含んだエリアで栄え

ているのは常識だと思う。この8月にも行きましたけれども、あれではちょっと難しいと思います。

◎岡田地域観光課長 物販機能はまだ機能していませんけれども、新しい海洋館の中に物販施設も導入したい考えは持っております。

◎中内委員 小手先だけでなく、本腰を入れた取り組みをお願いします。

◎久保委員 今後、一番のポイントになるのは、そういう箱物をどうやってつくるのか。基本計画ができれば、実施設計へと進むと思いますが、やはり運営が大事だと思います。中内委員がおっしゃった土産物なども含めて、運営側がそれをどう捉えていくかが大事だと思いますけれども、運営形態や今後のスケジュールについては、どうお考えでしょうか。

◎岡田地域観光課長 これまで、あり方検討会や基本計画策定のメンバーに入っていた大阪の海遊館長には、展示する生物の飼育のプロと並行して経営のプロ、その二本立てでやっていくべきではないかという御意見をいただいております。基本設計に向けて、専門家にもアドバイザーに入ってくださいながら、運営面のあり方も検討していきたいと考えております。

◎久保委員 そうだと思います。今後、実際に物ができて、運営を担うのが今の観光開発公社でよいのかどうかも含め、ゼロベースから検討する必要があるのではないかと思います。そこはどうでしょうか。

◎井上副部長 委員のおっしゃるとおり、今は観光開発公社ですけれども、ゼロベースで考える必要があると思います。全国的には指定管理でやっているケースも非常に多いと聞いていますし、指定管理を導入することも含め、基本構想でも運営主体については幅広く検討していく。その中で岡田課長が説明したように、核となる人が必要です。そうした人材を見つけて、その方を中心にした組織のあり方を真剣に検討していきたいと思っております。基本設計の進捗も見ながらになりますけれども、できるだけ早い時期に運営をどうするかについては、一定の方向性を出したいと思っております。

◎久保委員 副部長が言われるように、運営についてゼロベースから見直してやっていくのが、成功する一番のポイントではないかと思います。よろしくをお願いします。

◎土森委員 いよいよ海洋館が新しくなるわけです。9月議会で基本計画を示すということですが、その前に県民の意見を聞くことになっています。ここが最も大事だと思います。ただ単に、新しい建物を建てただけで人が来るかという、なかなかそれだけでは難しいところがあります。たくさんの方に来ていただくのは学習にもなる。それから、海洋館そのものが土佐の辺地にも立派なものがあると認めてもらえるようにする必要があります。ただ、委員会でも言ったように、大阪海遊館と比べて10分の1の規模です。小さなところをどう魅力的に持っていくのか。その辺をよく検討しておく必要があると思います。それと、愛媛県松野町に淡水魚の水族館があります。私も、4、5回行きましたが、なかなか

の盛況です。淡水魚プラス海洋館で連携したものと大阪海遊館との協力関係。大阪で大きなところを見てから、小さなところに来るのかと言う人がいるかもしれないが、小さな海洋館にはこんな魅力的なものがある。そういうものをつくっていくことが、やはり土佐清水市から出てきた要望につながっていると思う。いかに人を呼び込むか。新しくなり、中身も充実した。それだけでは、なかなか人を呼ぶことは難しい。遠隔地ですから、その遠いところを魅力に持っていく。マイナスをプラスにしていくという観点から、この足摺海洋館を考えていく必要があると思いますので、よく考えて対応していく。できることは何でもやればよいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で観光振興部を終わります。

《土木部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、土木部について行います。

最初に部長の総括説明を求めます。

◎福田土木部長 7月16日付けで土木部長を拝命した福田です。よろしくお願いします。

それでは産業振興土木委員会により、5月27日から6月10日にかけて行われた出先機関の業務概要調査の際に市町村等から提出された要望事項のうち、土木部に関連する事項について御説明します。

本年度は34市町村と一つの期成同盟会から203件の要望が提出されています。要望の概要は、南海トラフ地震対策を初め、県民の安全・安心を確保し、地域の活力を増進する社会資本整備や、その維持管理に係るものです。

その主な内訳は、地域の経済活動や生活を支える道路や港湾の整備、県民の生命及び財産を守る河川や海岸、さらには砂防等の防災関連施設の整備などとなっております。

これらの要望への対応については、後ほど各担当課長から御説明しますが、事業の優先順位を考慮しながら、予算の効率的な執行に努めるとともに、地域の課題に効果的に対応するために、それぞれの地域の実情にあった整備を進めていく方針としております。

要望の中には、直ちに御期待に沿う回答となっていない項目もありますけれども、市町村等の協力をいただきながら、今後もできる限り地域の実情にあった社会資本の整備と維持管理に全力を尽くして取り組んでまいりますので、産業振興土木委員会の皆様方には一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

以上で私の総括説明とします。よろしくお願いします。

〈用地対策課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて各課長の説明を求めます。

最初に用地対策課を行います。

◎北用地対策課長 用地対策課です。よろしくお願いします。

それでは委員会資料、土木部用地対策課のインデックスのついで資料をお願いします。1級河川仁淀川水系における河床安定確保という土佐市からの要望事項に対する執行部の意見、措置状況について御説明します。

これは平成12年度から毎年、同様の内容で土佐市から要望が上がっているものです。初めに、仁淀川の県管理区間における砂利採取の状況について簡単に御説明します。

県管理区間での砂利採取量については昭和51年度がピークで、その当時は約67万立方メートルの採取がありました。その後、昭和60年度からは、掘削の深さや護岸、橋梁といった構造物からの保安距離などを定めた、いわゆる管理採取方式に移行し、それ以降は砂利需要の減退とも相まって、採取量は減少しております。

また、かつてのような多数の土場での砂利の大量採取を抑制するため、平成22年度からは、それまでの37カ所の土場を既存の四つの土場と地元から堆積土砂の除去要請のあった二つの土場を含めた六つの土場に限定し、それ以外の場所での採取は認めない方針としております。

平成22年度以降の実績は、年度による多少の増減はありますが、平均すると年間2万7,000立方メートル程度で、ピーク時と比べ、20分の1程度の水準まで減少しております。

こうした砂利採取量の大幅な減少に伴い、河床等に与える影響も低下していると考えておりますが、今後においても地域の市町村を初め、仁淀川漁協など関係団体からの御意見も伺いながら、河川環境に配慮した採取がなされるよう砂利採取業者への適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

用地対策関連事業に対する説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎土森委員 これは全面禁止という要望ですよね。この河川には、砂利を取っているところで、個人が所有するところがあるのではないですか。

◎北用地対策課長 県管理区間ではなく、国が管理する下流には個人所有の土地があると聞いております。

◎土森委員 その4カ所の中に入っていますか。

◎北用地対策課長 4カ所の中にはありません。

◎土森委員 ピーク時より随分少なくなったけれども、今、河川環境は非常に注目されている。一方で業者もいることではある。しかし、土佐市からの要請は毎年出てきていると思います。全面禁止を求める要望ですから、それに対して多少でも応えるようになっていきますか。

◎北用地対策課長 土佐市にも話を聞いております。砂利採取が減り、影響が少なくなってきたのは、認識していただいていると思います。ただ、少なくなっているとはいえ、今も採取を続けているので、要望として上げるということです。河床の安定については、

砂利採取だけでなく、ほかにも要因があるとは思っているけれども、昭和50年代に、たくさん取っていたので、続けて要望しているという話を伺っております。

◎土森委員 私は昔から知っているので努力は認めますが、議会として要望を受けているわけで、それに対して応えていくことが必要です。100%応えられるかどうかという問題で、できない場合もあるが、今後も努力し続けて、やっていただきたいと思います。

◎北用地対策課長 土木事務所に配置している巡視員での監視等も行っています。引き続き適正な砂利採取が行われるよう業者に対しても指導等を行いたいと思います。

◎中内委員 この6カ所の場所はわかりますか。

◎北用地対策課長 6カ所については、先ほど言いました四つの土場が、上流部ですけれども、仁淀川町の葛原、寺村、越知町大森の西、越知町青漬、中流ぐらいになります日高村本村の四つです。市町村から要望のあった二つが、越知町神母谷と越知町田鶴川原。これを合わせて四つプラス二つで六つです。

◎中内委員 これは結城元県議が会長をやって、土森委員が言われるように全面禁止を、当時の部長もその会へ出てきて、全面禁止するという強い回答をいただいていたわけです。地域からの要望があって取らないといけないという話も聞いておりますけれども、できるだけそういうことのないようにやってほしい。

◎塚地委員 御説明にあった国管理区間の個人所有のところでは、砂利採取は依然続いている状況ですか。

◎北用地対策課長 取っていない年もあるようですけれども、ここ5年ぐらいの平均では2万立方メートルぐらい取っているようです。

◎塚地委員 県の権限は県の管理となっていて、これは国の管理の区間なので、そこはなかなか県として、ものが言えない状況かもしれないけれども、河床の安定性ということを考えて、それは取り過ぎですという指導は、その範囲でもできますか。

◎北用地対策課長 やはり県管理ではなく、国の部分ですので、県から要望等の形で言うことは可能かと思いますが、指導という形では無理ではないかと思います。

◎塚地委員 そうなると、やはり国に動いていただく形をとらないと、地元の真意が伝わらないと思うので、国と協議し、市の要望が前を向いて進む形で努力していただくことをお願いしたいと思います。

◎北用地対策課長 なお、国とも話し合いを持って進めていきたいと考えております。

◎土森委員 あそこは上流から砂と砂利が流れてきて堆積する。そのときには取っていますが、堆積しないときには取れない。そういうところですよ。塚地委員が言ったように、個人の土地ですから難しいとは思いますが、しかし、今の状況を考えると、河川砂利を取って構築物に使うという時代ではなくなりました。その辺も大いに検討してください。難しいかもしれませんが、やってほしいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈河川課〉

◎坂本（孝）委員長 次に河川課を行います。

◎濱田河川課長 河川課です。資料の土木部河川課の見出しのページをお開きください。

河川関連事業については50件、92カ所の要望を28市町村からいただいています。このうち、事業の推進に関するものが42件、河川の維持管理に関するものが28件、事業の再開、新規事業化に関するものが22件となっています。1カ所ごとの説明では時間がかかりますので、それぞれのグループごとに主な要望について説明します。このため資料の掲載順序と説明の順序が前後することを御了承ください。

まず、事業の推進に関する主な要望について説明します。1ページの1番、高知市から南海トラフ地震・津波対策の推進について、河川堤防の液状化対策等の加速化の要望をいただいております。南海トラフ地震対策は最優先課題として取り組んでおり、重要度に応じたエリアを対象に、今年度も鏡川や国分川等の河川堤防で液状化対策等を加速化し、集中的な整備により効果を高めてまいります。

次に1ページの7番、土佐市から新堀川の早期完成の要望をいただいております。新堀川は、治水上支障となっていた県道新居中島線の橋梁について、橋梁のかけかえ、上下流の河川のつけかえ等の整備が完了したので、今年度は下流区間の河道拡幅を実施するため、用地買収を実施する予定です。

次に3ページの19番、宿毛市から長期浸水対策について、河川堤防の耐震化や天端嵩上げ等の止水対策の速やかな事業着手の要望をいただいております。宿毛市の長期浸水対策については、国、県、市等により対策の検討を行っています。松田川の河川堤防について、地元説明会等により地域の声もお聞きし、河川堤防の嵩上げや耐震化に取り組んでいきます。

次に4ページの31番です。芸西村から和食川導流堤閉塞防止対策の要望をいただいております。閉塞防止については函渠内の現況を注視しながら掘削を行う等、適切に対応していきます。和食川水門の改修については、平成26年度に水門と建屋の耐震化及びゲートの自動降下について詳細設計を実施しており、既存施設の耐震補強に取り組んでいきます。

次に5ページの34番です。いの町から枝川地区・八田地区・川内地区の河川改修の要望をいただいております。枝川地区の天神ヶ谷川については、国、県、町の三者が連携して、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な浸水対策を推進しており、県では平成27年度から床上浸水対策特別緊急事業として河川改修を実施し、再度災害防止の早期実現に取り組んでいきます。八田地区の奥田川及び川内地区の中の谷川については、順次改修を進めており、今後も事業の促進に努めてまいります。

次に6ページの44番です。四万十町からは、仁井田川河川改修の早期完成について要望

をいただいております。本河川については、仁井田橋まで早期完成に努めるとともに、辻の川橋までの改修に取り組んでまいります。

なお、その他、御要望いただいた河川改修事業についても、関係市町村の協力をいただきながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に、河川の維持管理に関する要望について説明します。1ページに戻って、2番に高知市から新川川のしゅんせつ等の維持管理の要望をいただいております。

次に1ページの5番、南国市から横堀川、明見川のしゅんせつの要望をいただいております。

また2ページの14番、土佐市から河川の適正な維持管理の要望をいただいております。

その他10市町村からも、堆積土砂の取り除きや草刈りなど河川の維持管理に対する要望をいただいております。いずれも現状の土砂の堆積状況や草などの繁茂状況及び護岸の状況を把握し、治水上支障がある箇所については土砂の掘削などを実施し、洪水を安全に流せるよう適切に対応してまいります。その際には、堤防等の草刈り等は住民の皆様方の力も借りるなど官民協働で取り組みを広げていきたいと考えています。

最後に事業の再開、新規事業化に関するものなどについて御説明します。主なものとして、1ページの4番、安芸市から江ノ川、帯谷川の河川改修事業の早期再開の要望をいただいております。本河川の事業再開は地権者に御理解、御協力いただくことが必要であり、市や流域の皆様の御支援もいただきながら、事業の再開について検討してまいります。

次に2ページに移り16番、須崎市からは桜川の河川改修事業の推進の要望をいただいております。桜川は為貞橋の上流左岸の用地を取得する必要があるため、市の支援をいただきながら、粘り強く取り組んでまいります。

次に6ページに移り49番、黒潮町から加持川の南海トラフ地震対策として、河口付近の右岸側の築堤の要望をいただいております。加持川については、平成25年度に実施した基礎調査で液状化による沈下量を把握し、概略評価により対策に必要な区間を抽出しています。津波からの避難時間の確保や背後地の重要性などを考慮して、県内の他の河川の進捗状況と調整を図りながら事業化について検討してまいります。

その他、御要望をいただいた河川事業についても一定の改修が完了し、当面の間、状況を見ていくもの、県内の各河川の整備状況などを見ながら優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、あるいは事業対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前にさまざまな検討を行わないと対応できないものもあります。これらについては、今後の課題として、さらに検討を続けてまいります。

以上で河川管理事業に対する説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 1ページの安芸市からの要望ですけれども、休止に至った経緯と書いてあり

ますが、こういった経緯があったのですか。

◎濱田河川課長 事業化していたのは支川の帯谷川ではなく江ノ川で、公共事業による事業に着手していましたが、掘削、拡幅に伴う用地取得が必要となりました。用地取得に関する地元の御理解が得られない期間が続いたので、やむなく中止に至った経緯があります。

◎中内委員 土佐市の分について。2ページの白川川です。ここは国道が水につかるとこで、交通がストップするところです。川が2本合流するから、そこで詰まってあふれる。これは過去にもそういうことがあって、国会議員にお願いもしていたようですが、早急にやってもらいたいということです。そこで交通がストップすると、須崎から戻るのでも、おりる場所がない。高速を使っても行き過ぎてしまうということがあります。その下の渡し上がり川や長池川なども波介川へ抜ける川ですので、この対策も考えてほしい。去年の台風でも、バイパスから北側の道路が浸水して、被害に遭った事例もあります。この辺、気をつけてやってほしいと思います。

◎野町委員 安芸からの要望もありますけれども、ほかの市町村の分についても同じだと思います。定期的なしゅんせつ云々ということで、アシがたくさん繁茂しています。一旦しっかり除去しても、また2年後ぐらいにもものすごく量がふえて、大変なことになります。除去する以外にもっとよい方法はないのかというのが一つです。

もう一つは4ページ、芸西村からの和食川河口の導流堤の新たな設置も含めた抜本改修です。この答えを見ますと、洞門が塞がった場合には中の物を取るという話だと思いますが、先般の台風でも、四つある洞門のうち三つが詰まっていました。あれは台風のコースがそれたのでよかったです、そうでなければまた浸水かという状況になっています。波が高い状態が続くと掘削作業ができなくなるので、ここはしっかりと抜本改修をお願いしたい。人家もそうですが、ここはハウス園芸地帯ですので、台風が来るたびに、またつかると農家も非常に心配しています。ぜひ、御検討いただきたいと思います。

◎濱田河川課長 まず、アシへの対応の話がありました。何かよい方法はないかということですが、中山間地域で浄化槽の発達、普及などで、窒素、リン等の富栄養化が河川に回り、昔と違って河川内でのアシの繁茂が著しい状況になっています。放っておくとアシの根っこに流出土砂の細粒分などがたまり、堆積を助長するというので、一定、治水に影響が懸念されると認められるところから順に、基本的には掘削除根をします。そうすると、しばらくは効果が保たれます。それ以外については、地元の方の力を借りて、当面の刈り取りと処分に対応している状況です。一番よいのは掘削だと思いますけれども、費用等の面でなかなか難しいこともあります。

次に、芸西村の和食川導流堤ですが、和食川全体で想定している洪水に対しての河口放水口の能力は、計画上は現状の4門で足りているので、いかにこの4門を機能させるかが重要だと思います。先だつての4門調査のときは、村と一緒に1門を確保しつつ、

かつ、その他の耕地関係の放水路も機能させることで、全力を尽くして対応していたところでは、昨年度の例で言いますと、台風のとくに塞がった際も、一定河川の水位が高くなれば、導水路勾配があるので水圧でフラッシュする。全て塞がっている状態では、万が一のことがありますけれども、4門のうち1門か2門を何とか維持することで、後続の雨の水位によって、浸水被害に至らないうちにフラッシュがかかるということで、これまで過ごしております。現状ではまだ4門の能力があることから、計画上増設には至ってはおりませんが、村と連携しながら、適切に機能させていきたいと思っております。

◎野町委員 安芸土木事務所の所長等とも話をしました。新しい洞門を築くのは、大変お金も要ることです。また、和食川のダム建設もしておりますので、一定、治水という点では、落ちつくのかなとは思っております。なお、その四つのうち一つあいておれば何とかなるという雨の降り方ではないので、ぜひ何らかの工夫を今後も検討いただきたい。よろしくをお願いします。

◎前田委員 1ページ目の高知市の番号1のところでは、南海地震対策の重要度に応じたエリアという表現がありますけれども、重要度の定義は、どういうものを基準にしていますか。

◎濱田河川課長 まず、浦戸湾内には、さまざまな支川が流れ込んでいますが、その保全対象エリアを河川堤防で囲まれた範囲で評価しています。まずは重点1工区として、鏡川と国分川、江ノ口川で囲まれたエリア、この中には県庁、市役所、拠点となる病院や学校、さまざまな福祉施設等があり、それをまず優先度1と定めております。その他のエリアについては、その北岸について優先1の1というふうに、久万川までの間です。その他に、優先度2として、潮江地区や高須地区などを保全対象としております。

◎坂本（孝）委員長 南国市の舟入川です。5番です。この高知市側、大津バイパスのほう、下流は整備されています。ところが上流が整備されていない。上流に土佐清風園という施設があり、川の南には民家があります。水が出たときには、その民家側の堤防の上から5センチメートルまで水が来ています。写真もあります。それで南側の民家へ水が流れ出て、庭へたまったり、車庫を水没させたり、そういう被害が続いて何とかならないかということで、もう何年も前からやっていますが、一向に改善の兆しが見えない。ことしも年1回の会議が、もうすぐあると思いますが、私も毎年その話をしています。南国市で被害が継続していることもありますし、その上流の東道路では、いろいろな企業を誘致するにしても、排水が悪くて企業を誘致できない状態になっています。その辺を改善しないと、高知県のいろいろな産業にも影響する。人命だけではなく、ここはぜひ進めていただきたい。上流部の整備手法について検討するということですが、この上流部にはどんな問題がありますか。

◎濱田河川課長 まず上流の結構長い県管理区間で未改修区間が残っております。それに

関連する区間や流入区間などについては、現在、県としての改修規模の決定や検討する上での前提条件になる市の排水計画などとの整理を進めようということで、南国市と認識を共有しております。南国市からも県管理区間の改修の要望を強くいただいています。そういった関連すること、あるいは公共事業として進めるに当たっての費用対効果の分析などについて課題が残っているのが現状です。

◎坂本（孝）委員長 下流が整備されているので、そこまで行くと水は流れますが、それまでが流れにくいわけです。人命の危険などもありますので、ぜひ早くやっていただきたいと思います。改めて要請しておきます。

◎横山委員 土砂の堆積についてです。土砂の堆積の状況を見ながら適切に、という文言の入ったものが三つ四つ見受けられましたが、川幅と河床のレベルなど、何か基準があって、やるのかどうか決めているのですか。

◎濱田河川課長 異常埋塞として災害査定に乗せるときには、埋塞率でいうと、断面のおおむね30%以上というのがあります。災害に乗せるより小さな箇所でもよく発生するので、県の単独費で対応する場合には、その基準を参考に30%近くになっているだろうという箇所から優先的に対応することとしております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、防災砂防課を行います。

◎光永参事兼防災砂防課長 砂防関連事業に関連する市町村要望について説明します。お手元の資料の防災砂防課の見出しのページをごらんください。

砂防関連事業については、3市5町3村から12項目の要望がありました。大きく分けて、急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望、砂防事業の整備促進に関する要望、地すべり防止区域における安全対策に関する要望、国直轄砂防関係事業の推進に関する要望、既存砂防関連施設の維持管理に関する要望、環境に配慮した工法に関する要望、この6点の内容で御要望をいただいております。

まず、急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について、こちらは土佐市、北川村、いの町、仁淀川町、三原村から御要望をいただいております。地域の実情に応じた新規箇所の要望について、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準は人家10戸以上となっております。しかし、危険区域内に地域防災計画に位置づけられた避難路が含まれる場合には5戸に緩和されるので、この緩和規定を活用し事業化を検討してまいります。

また、基準を満たさない箇所については、市町村が行うがけ崩れ住家防災対策事業に対し、県が事業費の2分の1を補助することなどにより、地域の防災対策を推進します。

予算確保に努めるとともに、事業の継続箇所については1日も早い完成に向けて事業の進捗を図ってまいります。

次に、砂防事業の促進に関する要望については、安芸市、本山町、大豊町、いの町、仁淀川町から御要望をいただいております。新規箇所については、地域の要望の内容を十分に把握し、重要度が高い箇所から優先的に整備できるよう予算確保に努めます。あわせて継続箇所については、1日も早い完成に向けて事業の進捗を図ってまいります。

これらの事業は、豪雨による土砂災害対策のみならず、地震時の土砂災害に対する防災、減災に役立つと考えていますので、引き続き要配慮者利用施設や避難所等の重要な施設を優先保全する方針のもと、対策を推進してまいります。

次に、大川村から要望のあった地すべり防止区域における転石等の対策については、昨年度、転石落下の要因となり得る地すべりの挙動について調査を行っています。その結果、地すべりの挙動は確認できませんでした。今年度は既存施設の配置状況と転石の状況を確認した上で、落石対策について検討を行います。

次に、国直轄砂防関係事業の推進に関する要望について、大豊町からいただいております。国直轄砂防関係事業については、県の社会資本としての重要度が高い事業として位置づけ、優先的に予算の確保に努めてまいります。

次に、整備済みの砂防関連施設の適切な維持管理についての要望を、いの町、日高村よりいただいております。既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、長期にわたりその機能及び性能を維持、確保するため、昨年6月に国より示された砂防関係施設の長寿命化策定ガイドライン（案）を参考にして、長寿命化計画策定に取り組んでまいります。

最後に、四万十町から要望のあった砂防堰堤のスリット化及び環境に配慮した工法への配慮です。既存砂防堰堤のスリット化については、上下流の河床の状況を把握した上で必要性を検討してまいります。また、環境に配慮した工法については、一部の溪流において、町や地元を交えて求められる河川環境における課題を整理してまいります。

以上で、砂防関係事業に対する説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎久保委員 砂防ダムですが、いの町と日高村から整備済みの既存施設について適切な維持管理を求められ、長寿命化計画を策定しています。具体的にどのような長寿命化計画を考えられているのか教えていただきたい。

◎光永参事兼防災砂防課長 砂防関係施設は災害で被災する事例が多く、これまでメンテナンスフリーともいわれていたのが、維持管理についてしっかりと考えてこなかった部分があります。施設を維持管理するために点検を行う。天端の摩耗や下流の洗掘については経年的に損傷が進行してくるものであり、しっかりと点検する中で予防的な対策を行うことを考えています。

◎久保委員 土砂が集積して、堰堤がいっぱいになったときなどの維持管理はどう考えていますか。

◎光永参事兼防災砂防課長 砂防堰堤は、同じような形をしていますけれども、管理型といわれる、常に上流側を掘削してあけておいて土石流に備えるものと、非管理型といわれる、土砂がたまってさらにその上流に土砂がたまる機能を期待しているものがあります。管理型については、点検の中で堆砂しているとなれば、速やかに掘削、除去をして次の土石流に備えるよう管理したいと考えております。

◎久保委員 私もともと土木ですので、そこは承知していますけれども、市町村の方の中には、その違いが余りわからない方もいると思います。これは管理型ですとか、これは一定集積したら土砂を取り除きますという違いを説明することも大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

◎光永参事兼防災砂防課長 市町村や地元との打ち合わせの中で、そういう説明をするようにしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈道路課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、道路課を行います。

◎森田道路課長 道路課です。

道路課のインデックスのついている資料をお開きください。出先機関調査においては、例年、道路に関する多くの要望をいただいているところです。今年度も11市14町6村及び一つの期成同盟会から合わせて122件の要望をいただいております。

このように、例年、道路整備への要望が多いことは、県民の皆様の道路に対する大きな期待のあらわれではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至っていない道路が、まだまだ多くあるということだと思っております。今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められるよう取り組んでまいります。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針については、資料の執行部の意見または措置状況の欄に示していますが、要望件数が非常に多いので、総括した形で説明します。

初めに、11ページに示した要望事項に対する凡例をごらんください。

要望のあった122件を大きく分類すると、①の国の事業に関する要望が15件あり、そのうち（1）として、四国8の字ネットワークの整備に関する要望が8件、（2）として、高知西バイパスなどその他の直轄事業の整備に関する要望が7件ございます。

次に、②の県の事業に関する要望が93件あり、そのうち（1）として、国道の整備に関する要望が23件、（2）として、県道の整備に関する要望が70件ございます。

③のその他として、地震対策や財源の確保などに関する要望が19件あり、そのうち（1）として、地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望が12件、（2）として、市町村道の県道昇格や道の駅、財源の確保などに関する要望が7件となっています。

要望に対する説明は、これらの分類ごとに行いたいと思っておりますので、資料の順番どおり

の説明とならないことを御容赦願います。

最初に、宿毛市や黒潮町など4市2町1村から要望のあった四国8の字ネットワークの整備に関して、備考欄に①の(1)と分類している項目です。

3ページの23番をごらんください。四国横断自動車道の整備促進に関する要望をいただいております。まず、平成24年度に全線事業化された窪川佐賀道路のうち、先行して事業に着手していた片坂バイパスの四万十町西インターチェンジから仮称拳ノ川インターチェンジ間では、平成30年度の供用を目指し事業が進められております。片坂バイパスの前後の区間については、佐賀工区を先行して今年度から工事に着手することになっています。

一方、未事業化区間である黒潮町佐賀から四万十市の間については、今年4月に計画段階評価が完了したことから、今後は都市計画決定等の手続が進められることとなります。

また、中村宿毛道路については、残る平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間において、平成31年度の供用が予定されております。

それから、宿毛から愛媛県の内海間については、今年度より計画段階評価に着手することとなり、今後、ルート帯やインターチェンジの位置について検討されることとなります。

次に、同じく8の字ネットワークの一部を構成する高知東部自動車道です。戻りまして、1ページの1番をごらんください。まず、高知東部自動車道の一部である高知南国道路です。なんこく南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間では、今年度の供用を目指し整備が進められております。

また、津波の浸水が想定される高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間については、平成32年度の供用開始を目指し高架橋の工事が進められております。

1ページの7番の②をごらんください。次に、高知東部自動車道の東半分となる南国安芸道路です。平成23年度に事業化となった芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間については、6地区で設計協議が完了しており、そのうち用地調査が完了した3地区で用地買収を進めております。今年度は芸西村2地区と安芸市の2地区において、設計協議の完了に向けて取り組んでいくと聞いております。

続いて、地域高規格道路として安芸市と徳島県阿南市の間を結ぶ阿南安芸自動車道に関する要望です。5ページの44番をごらんください。まず、徳島県牟岐町から東洋町野根の間については、ことし4月に計画段階評価が完了したことから、今後、都市計画決定の手続が進められることとなっています。

東洋町野根から北川村安倉の間については、現在、計画段階評価を進めており、早期に完了できるよう国と協力しながら取り組んでまいります。

県で整備することとしている北川道路については、北川村安倉から和田の間で今年度から調査に着手するなど早期の事業化に向けて取り組んでいるところです。

また、平成25年度から事業着手している和田から柏木の間については、今年度は用地買

収の促進を図るとともに、和田地区において道路改良工事を行うなど、早期完成に向けて取り組んでまいります。

1 ページに戻って、7 番の①をごらんください。同じく阿南安芸自動車道の未事業化区間である奈半利町から安芸市の間については、今年度より計画段階評価に着手することとなり、今後、ルート帯やインターチェンジの位置について検討されることとなります。

最後に、平成24年度に事業着手した、同じく阿南安芸自動車道の一部である安芸道路については、平成26年度から地元との設計協議がスタートしております。今後は早期に設計協議を完了させ、用地買収に着手できるよう国と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上が 8 の字ネットワークに関する説明です。

次に、その他の直轄事業については、土佐市や仁淀川町など 3 市 4 町から要望がありました。備考欄に①の（2）と分類している項目です。

1 ページの 2 番をごらんください。国道33号の旭地区の拡幅については、交通安全事業による整備が考えられますが、この事業では用地取得や残地の処理が課題となります。このため、地権者への事業協力に対する意向調査や残地対策など市の取り組みを踏まえ、国に対して事業化に向けての働きかけを行っていきたいと考えております。

次に 7 ページの 75 番をお願いします。国道33号の高知西バイパスでは、平成24年度の天神インターチェンジから鎌田インターチェンジ間の供用に引き続き、枝川インターチェンジから天神インターチェンジ間についても、今年度の供用に向け整備が進められております。引き続き早期の全線開通を国に要望してまいります。

次に 8 ページの 81 番をお願いします。国道33号の越知道路については、横倉橋交差点から、既に改良が終わっている野老山地区までの整備を進めております。今年度は測量設計、用地買収のほか、立花大橋の下部工の整備などが進められる予定となっております。

戻っていただいて、2 ページの 16 番をお願いします。国道56号の土佐市バイパスは、平成26年度に全線供用されております。この延伸部となる蓮池地区の整備については、現在、供用された土佐市バイパスの供用後の利用状況などを踏まえ、総合的に判断すると聞いております。

これら直轄事業については、今年度、ほぼ所要額が箇所づけされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただくよう国に要望してまいります。また、県としても直轄事業負担金を最優先で確保し、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に、県が管理する国道に関する要望は香美市を初め 5 市 10 町 1 村から 23 項目ありました。備考欄に②（1）と分類している項目です。主な箇所について御説明します。

4 ページの 39 番をごらんください。国道195号の南国バイパス、いわゆるあけぼの街道の

延伸部となる山田バイパスについては、今年度も用地買収の促進を継続するとともに、土生川を越える橋の橋台工事に着手することとしております。また、平成25年度から着手している大柘橋については、今年度から橋台・橋脚の工事に着手し、順次、橋梁のかけかえに向けて整備を進めてまいります。

9ページの93番をお願いします。国道197号野越バイパスについては、事業効果の高いトンネル区間を先行して整備することとしており、今年度、トンネルの工事に着手する予定としております。

戻りまして、4ページの33番をお願いします。国道441号については、平成24年度から着手した口屋内バイパスにおいて、今年度、用地買収の促進を図るとともに、抗口付近の道路改良工事などを行い、トンネルの着工に向けて整備を進めてまいります。また、中半バイパスは、口屋内バイパスの完成のめどが立ち次第、事業化を進めてまいります。また、西土佐橋から江川崎までの歩道整備について、今年度に設計と用地測量を行い、用地買収を進める予定です。

次に2ページの21番をお願いします。国道494号佐川・吾桑バイパスについては、佐川町川ノ内組地区の災害復旧工事を、今年9月中旬の完成を目標に取り組んでおります。須崎市側のバイパスの整備については、今年度、鯛ノ川橋の上部工など大型構造物の整備を進めてまいります。また、斗賀野トンネル以南の佐川町側のバイパス区間については、引き続き路側擁壁などの整備を進めてまいります。

その他、新規の事業着手の要望については、それぞれの箇所の必要性は承知していますので、着手時期については、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上で検討していきたいと考えています。

次に、県道の整備に関する要望は、四万十市を初め10市13町4村及び一つの期成同盟会から70件ありました。備考欄に②、(2)と分類している項目です。主な箇所について御説明します。

2ページの12番をごらんください。四国8の字ネットワークを構成する安芸道路へのアクセス道路である県道大久保伊尾木線と県道安芸中インター線については、安芸道路の事業者である国土交通省とも連携を図りながら事業を進めてまいります。今年度は引き続き、用地買収や工事を進めてまいります。

同じく2ページの19番です。平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検に基づく交通安全対策についても、多数の要望をいただいております。そのうち、県道家俊岩戸真幸線の出間東工区については、今年度の完成を目指し工事を進めてまいります。また蓮池工区についても、引き続き歩道の整備に努めてまいります。

4ページの35番をお願いします。県道西土佐松野線の津野川から大宮工区については、集落活動センターの取り組みを支援する道路として、地域の皆様の声を聞きながら、1.5

車線的道路整備を進めております。今年度は引き続き、用地買収や工事を進めてまいります。

県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援する道路として、産業振興計画の推進の基盤となるもので、1.5車線の道路整備などの手法も用いながら、地域の実情にあわせた整備を進めてまいります。

次に、地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望は、2市3町3村及び一つの期成同盟会から12件ございました。備考欄に③の（1）と分類している項目です。主な箇所について御説明します。

2ページの15番をごらんください。南海トラフ地震対策としては、現在、緊急輸送道路上の橋梁を優先して耐震対策を実施しております。仁淀川河口大橋については、現在も施工中ですが、今年度も引き続き耐震工事を進めてまいります。また、落橋による影響が大きいと考えられる宇佐大橋については、今年度、詳細設計の実施を予定しております。その他、耐震対策が必要となる橋梁についても、順次、計画的に対策を実施していく予定です。

6ページの61番をお願いします。県道のり面からの落石対策に関する要望をいただいております。大川村においては、本川大杉線の下切から田井工区や高知伊予三島線の下中切から大北川工区などで落石対策を進めており、引き続き整備に努めてまいります。このような落石対策や維持管理に関する要望については、緊急度を勘案しながら引き続き必要な箇所の整備に努めてまいります。

2ページに戻りまして11番をお願いします。ここでは橋の老朽化対策についての御要望をいただいております。県道大久保伊尾木線の奈比賀橋については、橋梁点検の結果、修繕が必要となっているため、今年度、修繕工事を行う予定です。

このような道路施設の老朽化への対策、対応としては、近接目視による点検を定期的実施し、修繕等の措置を行いながら計画的な予防保全に努めてまいります。

次に、その他として、県の代行事業や道の駅、道路整備の財源確保などに関する要望が、1市1町2村及び一つの期成同盟会から7件ありました。備考欄に③の（2）と分類している項目です。

6ページの60番をごらんください。大川村から県代行事業についての御要望をいただいております。県の代行事業として整備している村道朝谷線については、今年度の完成を目指して整備を進めております。代行事業の継続については、村から強い要望をいただいていることから、今後、検討していきたいと考えております。

8ページの86番をお願いします。道の駅ゆすはらについては、平成26年度に重点道の駅に選定され、森林浴やフィットネスなど健康再生施設を活用した「ゆすはらまるごとクリニック」構想の拠点として位置づけていると聞いております。今後、具体的な要望内容を

聞いた上で、支援の内容について検討していきたいと考えております。

また、道路整備の財源確保については、高知県の道路改良率が全国最低レベルである現状や南海トラフ地震対策の必要性など高知県の実情を国に訴えながら、必要な道路予算の確保と道路整備がおこなわれている地域への重点配分を、これまで以上に国に対して強く求めてまいります。

最後になりましたが、今後も四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消、早期完成に向け、国や関係する市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいります。また、幹線道路はもとより、1.5車線の道路整備など地域の実情に応じた効果的、効率的な道路整備も進めてまいります。さらに、近い将来、確実に発生する南海トラフ地震や施設の老朽化などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に実施できるよう取り組んでまいります。

以上で、道路課に関する要望に関する説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎中内委員 御紹介いただいた16番、15番、19番。これらは積極的に取り組んでいただきたいと思えます。16番のバイパスは、西への延伸ということです。ちょうどあそこへ量販店ができたために余計混雑しだしたという悪条件もありますので、その点も配慮してください。

もう一つは20番。これは土佐の僻地です。ここの道路も以前は一億円ぐらいついておったのが、今は二、三千万円で終わっているような状況です。この辺に力を入れてほしいと要望しておきます。

◎森田道路課長 16番の土佐市バイパス延伸については、先ほどお答えしましたように、完成した区間の交通量などを見ながら、検討すると国から話を聞いております。また地元の要望も国に伝えながら、検討していただくようにしたいと思います。

20番の土佐佐川線については、現在も一定の予算をつけながら、平成27年度は、谷地工区で3,500万円ほど、甲原工区で4,300万円ほど予算措置して対策していくことで考えています。

◎久保委員 一つ聞きたいのは32番。黒潮町佐賀から四万十市中村まで、本当に悲願の道路、やっどこまで来たかと思えます。執行部の意見または措置状況の後段にも書かれていますように、今年度から都市計画決定に入っていくということですが、まさにこの都市計画決定は県決定になろうと思えますので、県が総力を挙げて都市計画決定に取り組んでいただきたい。そのことが本当に1年、2年、3年早くミッシングリンクが解消できる、そしてまた東にも、よい意味で刺激を与えたいと思えます。都市計画決定に当たっては環境アセスメントをやると思えますけれども、そういうところも県が総力を挙げて、各部局、各課横断で協力して取り組んでいただきたいと思えます。アセスメントも含めて、

都市計画決定までの今後のスケジュールをどう考えられているのかお聞きしたい。

◎森田道路課長　ここは都市計画決定と並行して、環境アセスメントの作業をしなければなりません。この環境アセスメントについては、ここは鳥獣保護区の設定がされており、猛禽類のクマタカがいることで、その調査もしなくてはなりません。猛禽類については2巣期、つまり巣づくりをする2年間の調査を必要とします。事業主体である中村河川国道事務所が一部先行して取り組んではおりますけれども、どうしてもアセスメントの期間が、猛禽類の調査期間に縛られてしまいます。アセスメントの審査自体は県でやりますが、審査をするための書類が、まだ国から出てきていないのが現状です。この8月中ぐらいには出てくると聞いておりますので、その書類が出てきたら、すぐにかかっただけよう林業振興・環境部には事前に話をしております。今後は委員の審議に委ねられるわけですが、我々としては、何とか来年度中に審査を終えていただいて、あわせて都市計画決定も何とか来年度中にできるよう頑張りたいと考えています。

◎久保委員　課長がおっしゃったように、本当に努力されるということで心強く感じます。アセスメントを含め、都市計画決定を早くすることが早期事業化につながっていきますので、そこを精いっぱい努力されることをお願いします。

◎横山委員　大変な量の要望をさばく中で、本当に大変な御苦勞があることと思います。その中で、やはり限られた予算と資源を配分していかなければならない事情は、重々承知しているつもりですけれども、中山間地域において、きめ細かな維持、清掃をしていただきたい。地域によっては、すぐに災害に手をつけられずトン土のうを置いているところがありますが、トン土のうが破れかけて、中の土が出ているような状況も見受けられます。そういう中で、やはり自分の地域は捨てられているのではないかと言う方もいるので、小さなことでも点検して、業者にすぐ手をつけてもらう。大きな事業も大事ですが、小さなことを特に気をつけて、維持管理に努めていただきたい。よろしくお願いします。

◎森田道路課長　道路パトロールなどを定期的に行いながら管理していますけれども、そういった案件については土木事務所等と情報共有して取り組んでいきたいと思っています。

◎野町委員　7番から12番まで安芸市からも要望しております。ぜひ、着実に進めていただきたいと思っています。7番の8の字ネットワークの件に関しては、久保委員からもあったように、東部は大変おくれております。また、地域からの要望も大変強いので、よろしくお聞きしたいと思いますが、その中で芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジについては、6地区のうち3地区の用地買収ということです。芸西村の村民からの要望もあり、きょう村長とも話をしたところで、芸西では近々説明会も開くという話ですが、どのような進捗状況か教えてください。

それと、11番の奈比賀橋のかけかえです。要望はかけかえですが、今年度は修繕を行うということです。御承知のとおり、あの地域は県道の上の山が地すべりをするということ

で通行禁止になっています。仮橋はリースで、その期間が1年間だという話です。隣に古い奈比賀橋がありますけれども、そこら辺どのようにやるのか、スケジュール的なところも教えてください。

◎森田道路課長 まず、8の字の関係の南国安芸道路、芸西村の進捗状況です。芸西村は4地区に分けて地元との協議を行っております。そのうち供用されているところから東へ向けての西側2地区については、まだ用地買収の前段である測量等の立ち入りにまで至っていない状況です。こちらは用地の単価等で、まだ御理解が十分いただけていない状況ですけれども、少しずつ話を聞いていただく環境が整ってきていると聞いています。何とか今年度中に立ち入りできるよう努力すると聞いています。残りの2地区については設計協議が整っており、一番安芸市側の地区については、用地買収も85%ほど終わった状況です。

もう一つ、安芸市の奈比賀橋のかけかえの話がありました。こちらについては安芸市からかけかえの要望をいただいておりますが、その橋の前後が幅員も非常に狭小な道路で、橋だけを広くかけかえても、前後の道路の拡幅が難しいこともあり、県としては、この橋は修繕で対応したいと考えています。昨年、地すべり災害が発生したところを迂回するため、現在は奈比賀橋の上流側に仮橋をつくり、迂回路としております。この奈比賀橋は、迂回路としては狭く、大きな車が通るのに少し不安があることもあり、仮橋を通らせている状況です。仮橋を通して間に、現在の奈比賀橋を修繕することを考えています。

◎野町委員 奈比賀については、地すべりも含めて、まだまとまっていないと聞いておりますが、奈比賀地区ではルート変更も要望したいという話も上がっております。そういうことも含めてトータルで御検討いただきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

◎土森委員 委員長、個別のことは担当課へ行って聞けばよいわけで、ここで余り時間を取るわけにはいかないので、そのように整理してください。

◎坂本（孝）委員長 個別事項については、今後の委員会におきましては担当課へ赴いて質問していただくということでお願いいたします。

質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、都市計画課を行います。

◎天野都市計画課長 それでは都市計画課の説明をします。都市計画課の見出しのページをごらんください。都市計画関連事業では、高知市から2件、南国市から1件の計3件の街路事業の要望をいただいております。

初めに、都市計画道路高知駅秦南町線の事業促進についての要望です。この道路は秦南団地へ高知赤十字病院、高知市北消防署が立地することを支援するために、県と高知市が連携して取り組むこととし、昨年度、都市計画決定や事業認可などの手続を経て事業に着

手しています。

第1の整備目標として、平成31年4月に予定されている高知赤十字病院の開院までに、県道高知北環状線から久万川橋北岸までの区間について、2車線での暫定供用を図ることとし、取り組んでいます。

事業進捗の特に重要なポイントとなる用地取得については、高知市との連携のもとで進めており、年内には金額提示を含めた本格的な用地交渉に入りたいと考えています。

次に、高知市から都市計画道路はりまや町一宮線のはりまや橋小学校北側の追手筋弥生町線から国道32号までの2車線区間についての要望です。この区間は北側4車線の完成後の5回の交通量調査や周辺住民を対象に行ったアンケートにおいても整備の必要性が高まっていると認識しています。今後の事業促進に当たっては、はりまや通りを含めた当該道路の利活用について、高知市がまちづくりの観点から具体的な取り組みを進める必要があると考えています。

最後に南国市から、JR後免駅と国道55号を南北に結ぶ都市計画道路南国駅前線の高知南国線交差点から国道55号までの650メートル区間を県事業としての事業化の要望です。都市計画法では、都市計画事業は市町村が施工すると定められており、大規模な橋梁など、市町村が施行することが困難な場合や県道としての整備など特別な事情がある場合については県が施工できると定められていますが、当該区間については、現状では特別な事情に当てはまらないものと考えています。

以上で都市計画関連事業に対する説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、港湾・海岸課を行います。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課のインデックスをお願いします。港湾関係5件と海岸関係10件の要望について説明します。

まず、港湾関係として、高知市から浦戸湾架橋弘化台ルートの実業化について要望がありました。弘化台ルートは高知港の物流の効率化と浦戸湾周辺の渋滞緩和を目的に計画したのですが、フェリー航路の廃止などにより港湾物流が減少する中で計画どおりの整備が難しい状況となっております。

一方、周辺では新たな道路整備も進展し、浦戸湾周辺の交通の流れも変化しつつあります。このため交通渋滞の緩和効果について、広域交通ネットワークの面から他のルートも含めて再検討を進めてまいります。

次に、宿毛市から宿毛湾港の整備について4点の要望がありました。池島第二防波堤は、

昨年度末に整備延長380メートルのうち287メートルが概成しています。目標とする平成28年度に完成できるよう予算の確保を国に働きかけてまいります。

工業流通団地は、全体23.0ヘクタールのうち21.7ヘクタールが概成し、臨港道路は昨年度計画区間430メートルが完成しました。

また、宿毛湾港では、南海トラフ地震発生時の防災拠点に位置づけられております。計画では片島地区を拠点としていますが、池島地区の10メートル岸壁も耐震性能を有していることが確認されたので、地域の意見も聞きながら、岸壁の効果的な活用方法について検討を進めてまいります。

企業誘致については、展示会でのPR活動や企業訪問などに積極的に取り組むとともに、進出企業に対しては、早期の全面操業に必要な支援を行ってまいります。

次のページをお願いします。四万十市から下田港の整備促進と河口砂州の早期復元について要望がありました。下田港では、現在、防波堤1,015メートルのうち975メートルが完成しております。今後も引き続き防波堤や航路護岸の整備に必要な予算確保に努め、工事が早期に完成できるよう取り組んでまいります。

また、台風による波浪や洪水により航路が埋塞した場合には、迅速にしゅんせつ工事を実施し適切な維持管理に努めてまいります。

一方、河口砂州については、平成25年度に砂州の土台となる河床の復元工事が完了しています。その後、一部で砂州が形成されつつありましたが、昨年の台風11号により流失したことから、学識者によるチームを立ち上げ、砂州本体の整備手順や安定的に砂州を維持する対策などを検討していくこととしております。今後も引き続き下田港改修工事と合わせて、河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

次に、奈半利町から奈半利港沖離岸堤のかさ上げと早期完成について要望がありました。奈半利港では、昨年度来襲した台風11号により港内に係留していた船舶が被害を受けたことから、一旦休止していた沖離岸堤の改良工事に、本年度、再着手しました。奈半利港は県東部の防災拠点に位置づけられていることもあり、沖離岸堤の早期完成に向けて整備を進めてまいります。

最後に、中土佐町から久礼港での地震・津波対策として7点の要望がありました。防潮堤は昨年度から老朽化の著しい箇所から堤体の補強工事に着手し、本年度は計画的に整備をするために長寿命化計画を策定することとしています。

また、防潮扉は利用頻度が高く、常時閉鎖が難しい陸こうから自動化の時期を検討してまいります。

防波堤や消波ブロックのかさ上げについては、台風時の越波状況を調査し、港内に影響があれば、必要延長でのかさ上げを実施するとともに、消波ブロックの沈下が確認されれば、復旧を検討してまいります。

また、耐震強化岸壁の整備については、本年度、久礼新港のマイナス4メートル岸壁で耐震強化工事に着手することとしています。

防波堤の延伸、新設については、多額の費用を要することから、当面は既存施設の補強や機能強化に努めてまいります。

次のページから海岸関係となります。まず、高知市から最終防潮ラインの地震・津波対策の加速化について要望がありました。直轄高知海岸の戸原・長浜工区では、平成26年度から堤防の耐震補強工事に着手しております。また、高知港の若松町地区では、長期浸水対策として、県事業で海岸堤防の耐震補強工事を継続しております。

浦戸湾の地震・津波対策については、現在、国と連携し、三重防護による整備計画（案）を取りまとめているところですが、それに先立ち、第一線の防護ラインとなる高知新港では、平成25年度から防波堤の粘り強い化に着手しております。

今後も引き続き高知海岸での堤防の耐震補強と高知新港での防波堤の粘り強い化の促進を国に働きかけるとともに、浦戸湾内の海岸堤防についても耐震補強が急がれる地区から順次対策を進めていきます。

次に、安芸市から西浜海岸の侵食対策事業と穴内漁港海岸整備事業の早期完成及び穴内漁港海岸を県管理として離岸堤として整備することについて要望がありました。西浜海岸では最後6基目の離岸堤工事を進めており、平成29年度には完成できるよう取り組んでおります。穴内漁港海岸でも最後4基目の人工リーフに着手しており、1年でも早く完成できるよう予算の確保に努めてまいります。

また、穴内漁港海岸を県管理とすることについては、人工リーフが完成した時点で、隣接する県管理の安芸漁港に編入することも含めて検討を進めてまいります。離岸堤の整備についても、人工リーフの整備効果を踏まえ検討してまいります。

次に、南国市から十市・前浜海岸での堤防補強工事の推進と離岸堤の再調査について要望がありました。十市・前浜海岸では、平成26年度に海岸堤防の耐震補強工事に着手しており、本年度も工事を継続しております。また離岸堤の調査は完了し、本年7月の台風11号により、一部区間で消波ブロックの沈下が確認されたので、災害復旧工事に申請することとしております。

次のページをお願いします。土佐市から水門等の耐震、自動化と管理体制の強化及び宇佐・新居地区での海岸堤防の耐震補強の早期整備について要望がありました。

海岸にある二つの水門のうち井の尻水門は、平成26年度から耐震、自動化工事を進めており、新崎水門も本年度から工事に着手することとしております。また、県管理の新居地区での海岸堤防の耐震補強は、本年度内に完了する予定です。宇佐地区についても、工事に着手できる環境が整った地区から、順次、対策を進めていくこととしております。

次に、宿毛市から長期浸水対策として海岸堤防の耐震化やかさ上げ等への早期着手につ

いて要望がありました。本年度、海岸堤防の耐震化に向けて、新田海岸など3海岸で地質調査と設計を行うこととしています。平成28年度には、新田海岸で工事に着手することとしています。地域の声も充分聞きながら海岸堤防のかさ上げ高さを決定し、工事を進めてまいります。

香南市から要望のあった岸本海岸の離岸堤の継続設置については、計画のある4基の整備を、順次、計画的に進めてまいります。

次に、東洋町から野根海岸での堤防の越波対策と補強、階段の再設置について要望がありました。野根海岸では離岸堤5基を計画し、現在、4基目の工事を行っておりますが、5基全てを早期に完成させ、越波が防止できるように取り組んでまいります。また、堤防の補強については、砂浜の変動等により対策が必要となれば補強工事を実施します。階段は本年、再設置することとしております。

安田町から要望のあった唐浜海岸への離岸堤の設置については、現在、砂浜の変状や越波等を監視しながら海岸の適正な維持管理に努めているところですが、今後、家屋等に影響が出るようであれば、地域の意見も聞きながら対策を検討してまいります。

最後に、黒潮町から津波対策として堤防の早期整備と粘り強い化についての要望がありました。佐賀地区では、昨年度から河川や海岸等が連携した多重防護による地震・津波対策の検討に着手しております。本年度も引き続き、地元要望に基づく堤防の整備高さでシミュレーションを実施するなど効率的で効果的な地震・津波対策の検討を継続してまいります。

以上で、港湾と海岸関連事業に対する説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎久保委員 1番の浦戸湾架橋です。私も方向性はこうだと思います。ただ、その記述の仕方ですが、3点あって、下の2点はよいと思いますけれども、1点目の書きぶりです。1点目の後段の「フェリー航路の廃止などにより、港湾物流が減少するなか、計画どおりの整備は難しい状況となっています」という書きぶりが少し。もともと港湾計画を立てて、浦戸架橋を計画していたわけです。それで、フェリー等の廃止などにより、この物流が見込めなくなるというのは、余りにも直結し過ぎるのではないかと。そういう物流をもっとふやしていきましょうということで港湾振興課もあるわけですので、この書きぶりだと、何かフェリー等が廃止されて物流が何となく今後も見込めない、そういう中で事業化は難しい。それではもともと港湾計画は何だったのかと、少し短絡的なニュアンスに取られるのではないかと。そこはもう少し慎重な書きぶりにはどうかと思います。2点目、3点目はそのとおりだと思いますので、1点目の特に後段の書きぶりを少し慎重に考えられてはどうかと思います。以上です。

◎中城港湾・海岸課長 確かにフェリー航路、大阪航路、東京航路がなくなったことで難

しいとまとめていますけれども、港湾関係では2車線で臨港道路を計画しています。現在、高知新港振興プランの中でも、フェリー路線などの寄港はポートセールス活動をしております。フェリーだけではなく物流の面でいいますと、東洋電化工業株式会社の蛇紋岩が来なくなったのは仕方がないとしても、石灰石を潮江などから新港に持ってくる話は、まだ残っているので、そこら辺の書き方については検討します。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(12時22分閉会)